

第5章 その他

1 現在までの取組

(1) 事務の位置付け

- ①第5次総合計画前期基本計画（平成23年度～平成27年度）で事務事業を位置付け
- ②第3次行政改革大綱（平成24年度～平成27年度）でFMを進めることを明記
- ③行政改革アクションプラン（平成24年4月策定、平成26年9月改定）

(2) 「将来推計と市民ニーズを踏まえた公共施設管理に関する調査研究」

市の公共施設の現状等を踏まえ、今後の市の公共施設マネジメントの在り方について検討するため、平成25年度に一般財団法人地方自治研究機構との共同研究「将来推計と市民ニーズを踏まえた公共施設管理に関する調査研究」を実施

(3) 職員研修・議員報告会

①第1回職員研修（平成24年11月、106人参加）

「公共施設の現状と課題について」（講師：埼玉県企画財政部市町村課職員）

②第2回職員研修（平成25年10月、96人参加）

「ファシリティマネジメントの必要性」（講師：首都大学東京都市環境学部助教 李 祥準 氏）

③第3回職員研修（平成26年3月、101人参加）

「プラグマティックに攻める公共FMのススメ」（講師：一般財団法人建築保全センター第三研究部 次長 池澤 龍三 氏）

「佐倉市におけるFMの取り組み」（講師：佐倉市資産管理経営室FM推進班 橋本 直子 氏）

④議員報告会（平成26年5月）

「将来推計と市民ニーズを踏えた公共施設管理に関する調査研究について」（有限責任監査法人トーマツ パートナー 宗和 暢之 氏）

⑤第4回職員研修（平成26年5月、138人参加）

「日高市公共施設マネジメント推進に向けて」（有限責任監査法人トーマツ マネジャー 山本 享平氏）

⑥第5回職員研修（平成26年5月、114人参加）

「日高市公共施設マネジメント推進に向けて」（日高市企画財政部企画課職員）

⑦第6回職員研修（平成26年12月、66人参加）

「公共施設更新問題への挑戦」（秦野市政策部公共施設再配置推進課 課長 志村 高史 氏）

(4) 普及啓発

①ホームページで取組内容を周知

②出前講座 市の公共施設の現状と課題について、市民と問題意識を共有し、今後の公共施設のあり方についてともに考えるため、出前講座を実施（平成26年6月から開始）

(5) 庁内体制の整備

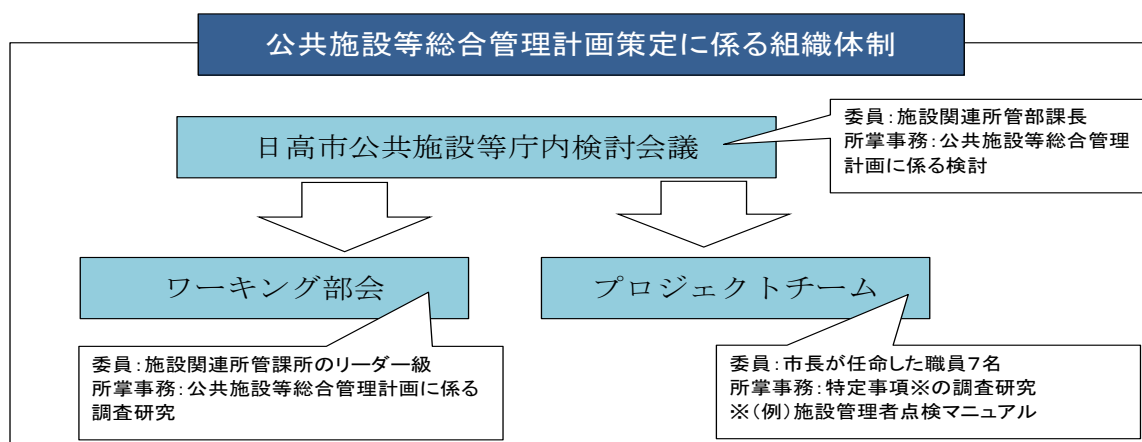
①日高市公共施設等検討プロジェクトチームの設置（平成26年6月）

公共施設（建築物）の維持保全、公共施設（建築物）マネジメントの推進など

※平成26年度は、「施設管理者点検マニュアル」の検討（オブザーバーとして一般財団法人建築保全センター池澤 龍三 氏が参加）

②日高市公共施設等庁内検討会議及びワーキング部会の設置（平成26年11月）

公共施設等白書の作成、公共施設等の管理の在り方に関する基本方針及び計画の策定に関する事項など



(6) 施設管理者点検マニュアル

施設の老朽化が進行しているため、施設に潜む危険等を事前に回避するため、施設管理者が常に施設管理に目を向け、その安全性の意識向上を図ることを目的として、平成 26 年 12 月に「施設管理者点検マニュアル」を作成

(7) 人材育成

公共施設マネジメントは、専門的かつ長期的な取組が必要となることから、計画的な職員人材育成を実施

- ・公共施設マネジメントに係る専門研修の受講（平成 26 年度 4 名）

(8) 市町村を超えた広域的な検討等（平成 26 年 12 月現在）

①埼玉県市町村公共施設アセットマネジメント推進会議へ参加

（先 進）さいたま市、宮代町、鶴ヶ島市

（アクションプラン）川越市、本庄市、深谷市、上尾市、越谷市、戸田市、三郷市、三芳町、
神川町、上里町、日高市

（基本方針）熊谷市、春日部市、入間市、和光市、久喜市、八潮市、坂戸市、吉川市、
白岡市、小川町、羽生市、幸手市、松伏町 計 27 団体／40 団体

②公共施設等総合管理計画に係る意見交換会

（構成団体）所沢市、狭山市、入間市、飯能市、日高市

2 調査研究報告書より（基本的な考え方の提言抜粋）

平成 25 年度に実施した「将来推計と市民ニーズを踏まえた公共施設管理に関する調査研究」報告書の中から、公共施設マネジメントを進める上での基本的な考え方の提言について、ほぼ原文のまま抜粋する。

【公共施設マネジメントを進める上での基本的な考え方の整理】

本調査研究により、日高市が今後とも持続的な行政運営を行っていくためには、公共施設マネジメントの取組は避けて通れない重要な事項であることが明らかとなった。

この調査研究結果を受けて、日高市として公共施設マネジメントの基本的な方針を明確にし、取組を確実に進めていくことが必要となる。

一方で、国においては、平成 25 年 11 月 29 日に「インフラ長寿命化基本計画」を決定し、国と地方公共団体が一丸となってインフラ（公共施設も含む。）の戦略的な維持管理・更新等を推進していくこととしており、「公共施設等総合管理計画」の策定を地方公共団体に対して要請することとしている。

このような状況も踏まえ、今後、日高市が公共施設マネジメントを進めるに当たり、基本的な方針についての考え方を整理することとする。

なお、以下の事項については、日高市の公式な見解ではなく、あくまでも調査研究上の提言としての位置付けである。

(1) 基本的な問題認識

日高市は、公共施設を主に建設してきた時代に比べ人口構造自体が大きく変化している。また、今後少子高齢化や人口減少が見込まれ、厳しい財政運営を行っていかなくてはならない状況にある。

そのような状況の中で、平成 44 年以降、主に学校の建て替えなどに伴う更新費用のピークを迎えることとなるが、市民サービスを可能な限り維持しつつ施設総量を減らしていくという、いまだかつて自治体が経験したことのない取組を今後進めていかなくてはならない。

市民に対して、公共施設の老朽化に対応した理想的な水準での投資を行っていくことは財政上困難であることを丁寧に説明し、「現状の公共施設を全て維持した上でボロボロの公共施設を子どもたちや孫たちの世代に引き渡す」のか「公共サービス提供の方法を全体的に検討し、必要な公共施設に絞り込んだ上で、理想的な公共施設を子どもたちに残していくのか」といったことを検討する機会を設ける必要がある。

特に学校等については、市民生活に急激な影響を与えることのないよう、これから時間をかけて市民のコンセンサスを得ていくことが必要となる。

納税者である市民と利用者である市民からの意見集約には時間を要することから、まずは市民の代表者である市議会議員に市とともに検討をお願いし、続いて、こうした公共施設に関連する財政問題を市民会議などの場において共有を図っていくことや、学校の授業の一環、PTAなどの場においても理解を深められるような機会を設けていくことにより、日高市が取り組むべき事項について段階を追ってコンセンサスを得ていくようなことが必要であると考ええる。

なお、既に役割を終えた施設や明らかに利用度が低い施設などに関する見直しは、こうした長期間かけた取組ではなく、すぐにでも取り組む必要がある。平成 26 年度から見込まれている公共施設の撤去に伴う起債の制度の活用も視野に入れ、早期に取り組むことにより、不要な維持管理経費を削減することが望まれる。

(2) 施設総量及び施設運営の見直し

市民生活に直結する道路、橋りょう、上下水道等といったインフラの総量を縮減することは非常に困難であるものの、公共施設であるハコモノは、さまざまな工夫により総量を減らすことが可能であると考えられる。

今後、施設更新費用が莫大になり、その費用の全てを賄うことが困難であると予測される状況のため、次のような考えのもとで公共施設の総量の見直しを進めるとともに、施設維持管理面での見直しも進める必要がある。

さらに、将来にわたり持続可能な自治体運営を目指すため、行政改革の一環として、施設の維持管理体制やサービス提供等でも抜本的な在り方の見直しを進めることも必要である。

① 「市民ニーズを踏まえつつ施設総量を減らす」

- ・市民サービスの向上や施設の費用対効果を踏まえ、施設を用いたサービスの必要性を再検討し、市が自ら施設を所有、維持管理、運営を行うことの必要性を検証する。
- ・具体的には、将来の人口や市民ニーズの状況を踏まえ、施設の集約化、民間への役割の移転、施設の広域化等により施設総量の縮減を進める。
- ・既存の施設では対応できない新たな必要を生じた場合は、施設総量を減らすという原則のもと、新施設の機能の複合化やライフサイクルコスト（LCC）の低減を十分に検討し、将来の施設用途の変化を考慮しておくものとする。

② 「安心安全に配慮しつつ効率的な施設運営を行う」

- ・市民や利用者の安心安全の確保に最大限配慮しつつ、長期的な視点に立って、長寿命化や予防保全の導入を検討する。
- ・施設の運営コストを分析し、無駄の排除と適切なコストの配分を検討するとともに、施設の稼働状況等についても把握し、効率的な施設運営を行う。
- ・効率的な施設運営を行うための方策として、指定管理者制度、業務委託、PFI や PPP といった民間活用について導入の可能性を検討する。

③「総量縮減目標を設定し進捗管理を図る」

- ・施設の状況を随時明らかにしていくとともに、現状における課題の分析と効率的な施設運営の実現に向けて、「公共施設白書」を作成し、ホームページ等で公表する。
- ・第5章の4において、市民サービスを可能な限り維持しつつ建物総延床面積を約27%縮減するという試案を検討したが、その実現は決して容易ではない。しかしながらこれは一つの目安となり得るので、今後さらに検討して、長期的な視点に立った総量縮減目標を設定する。
- ・総量縮減目標を設定した後には、それを実現するための方策を進めるとともに、その効果の定期的な評価と方策の改善を行うといったPDCAサイクルを構築し、適切な進捗管理を行う。

(3) 市民との合意形成

市民サービスを可能な限り維持することを前提とした公共施設の総量の見直しであったとしても、施設を利用している市民にとっては痛みが伴う取組となることが予想される。

そのため、公共施設の総量の見直しを進めていくに当たっては、次のような考えのもとで納税者としての市民との対話の機会を設けるなど、市民との合意形成を進める必要がある。

①「客観的な情報を公開する」

- ・施設の見直しを進める過程において、一般的には「総論賛成・各論反対」といった状況が生じることが考えられるが、実情について客観性を持って説明できるよう、必要なデータを整備する。
- ・公平かつ公正な事務を進めていくため、必要十分な情報をホームページに掲載するなど情報の公開を進め、透明性の確保を図る。

②「市民とともに考える」

- ・広報紙やホームページへの掲載、まちづくり出前講座、公共施設を考えるパネル展、ワークショップの実施など、公共施設が抱える課題を多くの市民に知ってもらうための機会を設けるとともに、今後の公共施設の在り方を市民とともに考えていく。
- ・市民への周知は、数値情報だけでなく図やグラフを使用する、漫画などを活用するなど市民目線で分かりやすくする工夫が必要である。

③「段階的に合意形成を進める」

- ・今後の公共施設の在り方について、一度に市民の理解を得ようとすることは困難であるため、段階を追って丁寧にコンセンサスを得ていく。

- ・建物の老朽化が著しい施設で早急な対応が必要な場合や市民に直接影響が少ない施設、既に役割を終えた施設の廃止などは、長期的な計画とは切り離れた短期的な取組として実施していく。

(4) 推進体制の整備

本調査研究を通じて、公共施設の全市的な管理体制の第一歩として、情報の一元化を進めることができた。収集した情報や成果を市の取組で活用していくことが望まれる。

今後、公共施設マネジメントを進めていくに当たっては、次のような考えのもとで庁内における推進体制の整備を進める必要がある。

①「全庁を挙げた体制」

- ・施設に関する情報を集約し一元管理するとともに、公共施設マネジメントについて全庁を挙げた取組体制を構築する。
- ・日常点検など施設の安全性確保や効率的な施設の維持管理のため、修繕・維持管理についての一元管理体制を整備するとともに、その内容を公共施設マネジメントに反映していく仕組みを構築する。

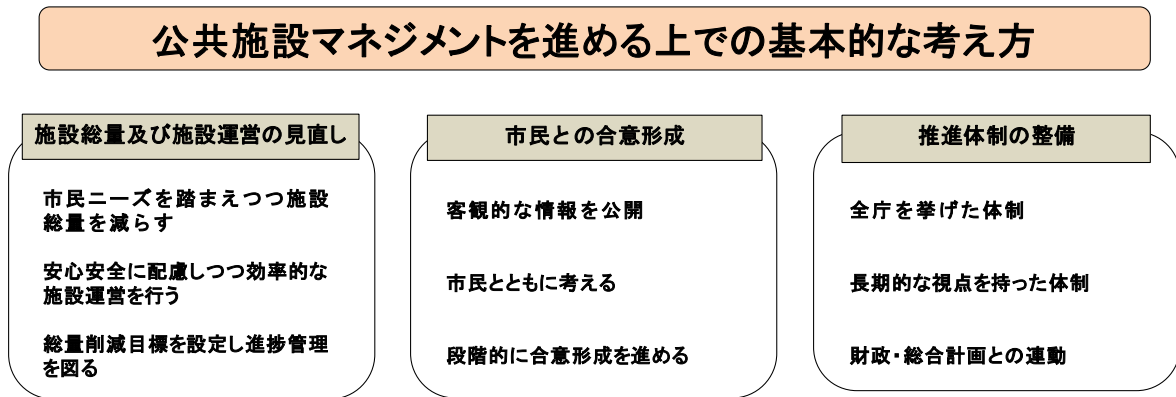
②「長期的な視点を持った体制」

- ・建築や営繕を担ってきた職員の技術や経験を将来につなげられるよう、建築専門職員の育成を図るとともに、修繕履歴等の情報を蓄積する。
- ・施設総量の見直しや施設の統廃合等については、長期的な取組となることから、将来中心的な役割を果たすことになる若手職員の育成を図る。

③「財政・総合計画との連動」

- ・市全体の施策と施設の在り方についての方向性を連動させるために、施設の問題を総合計画に位置付けるとともに、行政評価制度の結果を反映する仕組みを構築する。
- ・中期財政計画や各種財政分析といった財政の視点からも施設の状況を分析できる仕組みを構築する。

図表 公共施設マネジメントを進める上での基本的な考え方



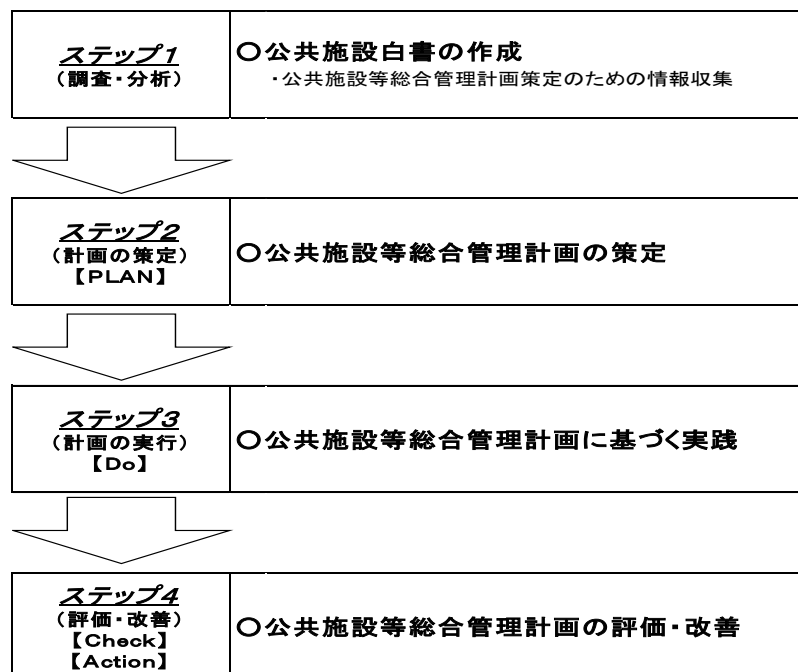
【公共施設マネジメント推進プロセス及び推進体制の考察】

(1) 公共施設マネジメント推進プロセス

本調査研究では、公共施設であるハコモノを中心とした調査研究を行ったところであるが、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、道路、橋りょう、上下水道等といったインフラを含む「公共施設等総合管理計画」の策定が必要となってくる。

このような状況の変化を踏まえるとともに、日高市が今後どのように事務を進めていくべきかについてのプロセス及び各段階における留意事項を示すと次のとおりとなる。

図表6-13 公共施設マネジメント推進プロセス



①ステップ1（公共施設白書の作成）段階における留意事項

- ・本調査研究で収集した建物情報の更なる精査を行うとともに、道路、橋りょう、上下水道等といったインフラ情報を収集し、公共施設等総合管理計画策定のための公共施設白書を改めて作成すること。
- ・利用状況、コストなどの公共施設の状況や財政や将来人口も含む人口動向を踏まえ、現状と課題について客観的視点で可視化すること。
- ・必要な情報を管理し、定期的に更新が可能なものとする。

②ステップ2（公共施設等総合管理計画の策定）段階における留意事項

- ・計画に明記する方針は、第6章の2において示した内容を参考とし、インフラを含めた公共施設全体を対象としたものとする。
- ・既に策定されている個別施設の計画との整合性を図りつつ、方針で明記した内容を具体的に実施するための計画（アクションプラン）等を策定すること。

③ステップ3（公共施設等総合管理計画の実践）段階における留意事項

- ・対象となる公共施設等は複数の部署にわたることから、組織横断的な体制を構築して強いリーダーシップのもとで実行していくこと。
- ・市民や議会等との意識共有を常に図るとともに、各方面の意向を踏まえた適切な進行管理を行っていくこと。

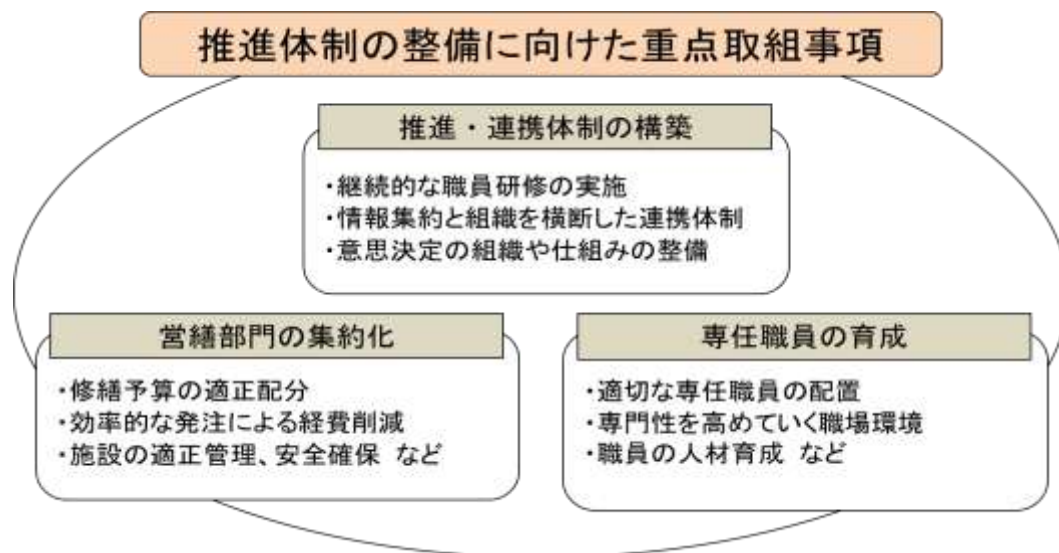
④ステップ4（公共施設等総合管理計画の評価・改善）段階における留意事項

- ・実践した内容について客観的な指標による評価の仕組みを構築するとともに、評価結果を公表すること。
- ・検証結果を踏まえ、目標や計画の見直しができるよう、PDCAサイクルの実践を検討すること。

(2) 日高市における推進体制の考察

日高市の公共施設の状況及び職員数や現在の組織状況を踏まえ、第6章の2(4)「推進体制の整備」に向けた重点的な取組事項を示すと次のとおりとなる。

図表6-14 推進体制の整備に向けた重点取組事項



①「推進・連携体制の構築」

- ・全職員が一丸となり、公共施設マネジメントを進めていくという全庁を挙げた体制を構築していく必要がある。そのためにも、公共施設マネジメントに関する継続的な職員研修の実施が効果的である。
- ・日高市の現在の組織体制は、下図のとおり分散管理型となっている。公共施設マネジメントを進めていく上では、情報の集約と一元管理が必要となることから、組織を横断した推進体制を整備する必要がある。また、公共施設等総合管理計画には、道路、橋りょう、上下水道等といったインフラも含まれることから、これらを所管する部署との連携を図る必要がある。

図表 日高市の現在の組織体制

区分	所管課
ファシリティマネジメント	企画財政部 企画課
施設維持管理・修繕	施設を所管する課など
財産管理・財政	企画財政部 財政課

- ・公共施設マネジメントを進める上で、情報の集約体制とともに意思決定のための組織や仕組みを整備する必要がある。

②「営繕部門の集約化」

- ・施設の維持管理、修繕については、一部の教育施設で集約化（教育総務課が学校、公民館等の維持管理、修繕を所管）がなされており、修繕の優先順位付け、効率的な発注、図面やデータの適正管理、危険個所の点検等といった成果が挙げられている。
- ・将来的には、用途ごとの施設管理を超えた横串の施設管理や、施設とサービスを分離して所管する等の斬新な取組も重要となるが、その第一歩として、営繕部門を集約化することで、修繕予算の適正配分、効率的な発注による経費削減、統一的視点からの施設の適正管理、施設の安全性確保などといった効果が見込まれることから、先進自治体を参考に日高市の規模に見合う組織体制を図ることが必要である。

③「専任職員の育成」

- ・公共施設マネジメントは、今後の市政運営において非常に重大な事項であり、片手間でできるような業務ではないため、専任職員の配置を行うことが適切である。
- ・専門職員に対しては、長期的な視点で取り組めるよう、人材育成を行う必要がある。そのため各種研修会や自治体間の情報交換など積極的に参加できる環境を整えとともに、必要な資格の取得の機会を提供するなど専門性を高めていくことも必要である。
- ・豊富な知識と分析能力を必要とし、市民等への適切な説明を行い、施設の統廃合等を進めていくといった困難な職務に対して、失敗を恐れず取り組むことを奨励し、職員のやる気を引き出すような雰囲気と環境を作り出すことが重要である。

(別添1)

総財務第74号
平成26年4月22日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

総務大臣 新藤 義孝

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところです。

各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組まれるよう特段のご配慮をお願いします。

また、各都道府県においては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が徹底されますようお願いいたします。

公共施設等総合管理計画策定指針の概要①

公共施設等総合管理計画の内容

1 所有施設等の現状

全ての公共施設等を対象に、以下の項目などについて、現状や課題を客観的に把握・分析。

- 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み

2 施設全体の管理に関する基本的な方針

- 計画期間
10年以上とすることが望ましい。
- 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
全ての公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましい。
- 現状分析を踏まえた基本方針
現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本方針を記載。
- パーソナリティアップ
計画の進捗状況等についての評価の実施について記載。評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましい。なお、今後は、管理を行うに際し基礎となる情報として、固定資産台帳等を利用していくことが望ましい。

3 地方財政措置

- 計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置(措置率 1/2)
- 計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設(地方財政法改正)
〔 特例期間 平成26年度以降当分の間、地方債の充当率 75%(資金手当)
地方債計画計上額 300億円(一般単独事業(一般)の内数) 〕

(別添2)

公共施設等総合管理計画策定指針の概要②

公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策の推進イメージ

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策の推進
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

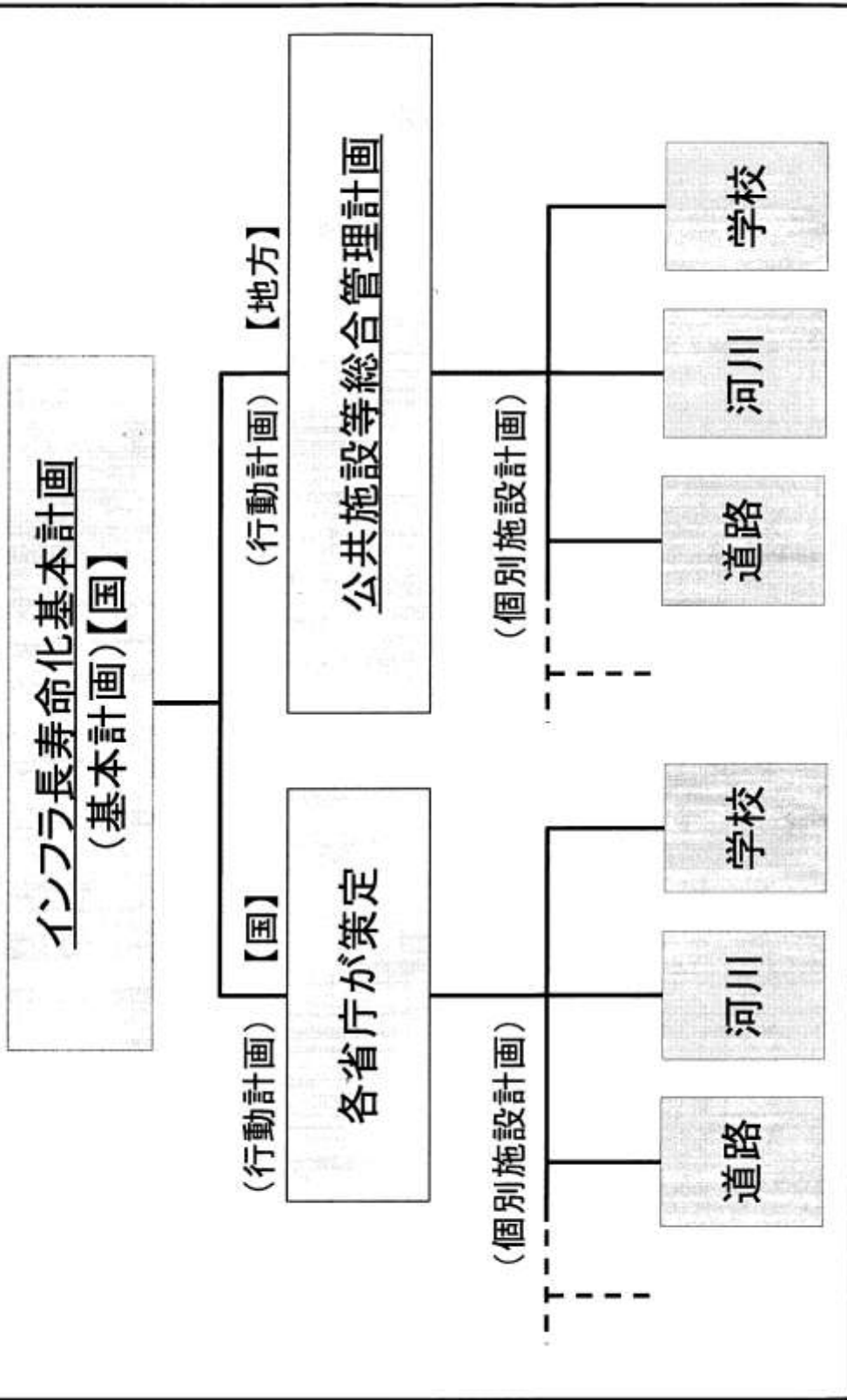
まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

インフラ長寿命化計画の体系



(別添3)

総財務第75号

平成26年4月22日

各都道府県公共施設マネジメント担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市公共施設マネジメント担当局長 } 殿

総務省自治財政局財務調査課長

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について

標記については、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付総財務第74号総務大臣通知）により公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定を要請しているところですが、今般、総務省において別添のとおり「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を策定しました。

各地方公共団体におかれては、本指針を参考とするほか、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を参考として総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進されるようお願いします。

また、各都道府県及び各指定都市におかれては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が周知徹底されますようお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。

(別添)

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針

平成26年4月22日

総務省

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成25年6月14日閣議決定)においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定する」とされたところです。

平成25年11月には、この「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画(行動計画)・個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが期待されています。

各地方公共団体におかれては、これらの状況を踏まえ、速やかに公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)の策定に取り組まれるようお願いいたします。なお、総合管理計画の策定にあたっては、「インフラ長寿命化基本計画」も参考にされるようお願いいたします。

第一 総合管理計画に記載すべき事項

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を総合管理計画に記載することが適当である。

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目をはじめ、公共施設等¹及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析すること。なお、これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とするとともに、その期間は、できるかぎり長期間であることが望ましいこと。

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し(30年程度が望ましい)

- (3) 公共施設等の維持管理¹¹⁾・修繕¹²⁾・更新¹³⁾等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

上記「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、以下の項目など公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること。

(1) 計画期間

計画期間について記載すること。なお、総合管理計画は、当該団体の将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討するものであるが、一方で、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）¹⁴⁾に係る基本的な方針に関するものでもあることから、「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」の期間に関わらず設定する（ただし、少なくとも10年以上の計画期間とする）ことも可能であること。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の管理については、現状、施設類型（道路、学校等）ごとに各部署において管理され、必ずしも公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないことに鑑み、総合的かつ計画的に管理することができるよう、全庁的な取組体制について記載すること。なお、情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築し、公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましいこと。

(3) 現状や課題に関する基本認識

当該団体としての現状や課題に対する認識（充当可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にあるか、総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数量等が適正規模にあるかなど）を記載すること。

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、PPP¹⁵⁾/PFI¹⁶⁾の活用などの考え方について記載することが望ましいこと。

具体的には、計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、以下の事項について考え方を記載すること。

① 点検・診断等の実施方針

今後の公共施設等の点検・診断等の実施方針について記載すること。なお、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かしていくべきであること。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理・修繕・更新等の実施方針（予防保全型維持管理¹⁷⁾の考え方を取り入れる、トータルコスト¹⁸⁾の縮減・平準化を目指す、必要な施設のみ更新す

るなど)などを記載すること。更新等の方針については、⑥統合や廃止の推進方針との整合性や公共施設等の供用を廃止する場合の考え方について留意すること。

なお、維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていくべきであること。

③安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載すること。

④耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等に係る耐震化の実施方針について記載すること。

⑤長寿命化の実施方針

修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化の実施方針について記載すること。

⑥統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の供用を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等における他の公共施設等との統合の推進方針について記載すること。

なお、検討にあたっては、他目的の公共施設等や民間施設の利用・合築等についても検討することが望ましいこと。

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施方針を記載するほか、適正管理に必要な体制について、民間も含めた体制整備の考え方も記載することが望ましいこと。

(5) フォローアップの実施方針

総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、必要に応じ計画を改訂する旨を記載すること。なお、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

上記「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」中(3)及び(4)の各項目のうち必要な事項について、施設類型(道路、学校等)の特性を踏まえて定めること。なお、個別施設計画との整合性に留意すること。

第二 総合管理計画策定にあたっての留意事項

総合管理計画の策定にあたっては、以下の事項について所要の検討を行うことが適

当である。

一 行政サービス水準等の検討

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の前提として、当該団体としてあるべき行政サービス水準を検討することが望ましいこと。その上で、個別の公共施設等において提供しているサービスの必要性について検討するに際しては、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか（民間代替可能性）など、公共施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要であること。

二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・見直し

総合管理計画は、必ずしも全ての公共施設等の点検を実施した上で策定することを前提としたものではなく、まずは現段階において把握可能な公共施設等の状態（建設年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等）や現状における取組状況（点検・診断、維持管理・修繕・更新等の履歴等）を整理し策定されたいこと。

また、総合管理計画の策定後も、当該計画及び個別施設計画に基づく点検・診断等の実施を通じて不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当であること。

三 議会や住民との情報共有等

当該団体における公共施設等の最適な配置を検討するにあたっては、まちづくりのあり方に関わるものであることから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ策定することが望ましいものであること。

四 数値目標の設定

総合管理計画の策定にあたっては、総合管理計画がまちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの削減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること。なお、数値目標は特定の分野のみを対象とすることなく、公共施設等の全体を対象とすることが望ましいこと。

五 PPP/PFI の活用について

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討にあたっては、PPP/PFI の積極的な活用を検討されたいこと。また、公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めること。

六 市区町村域を超えた広域的な検討等について

総合管理計画の策定にあたっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、例えば定住自立圏形成協定の圏域などにおいては、自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。

また、都道府県にあつては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましいこと。

七 合併団体等の取組について

合併団体においては、公共施設等の統廃合の難航等が課題となっていること、また、過疎地域等においては、都市部と比べ人口減少や高齢化が急激に進んでいることなど、公共施設等を建設した当時と比較して環境が大きく変化している場合も多いことから、特に早急に総合管理計画の策定を検討していくことが望ましいこと。

第三 その他

公共施設等の総合かつ計画的な管理により老朽化対策等を推進するにあたっては、第二の留意事項のほか、以下の点についても留意されたいこと。

一 「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）について

平成25年11月29日に決定された「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体においてインフラ長寿命化計画（行動計画）³を策定することが期待されているが、総合管理計画は、これに該当するものであること。

なお、「インフラ長寿命化基本計画」においては、地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者への支援として、国が有する技術的知見やノウハウを提供することが定められており、また、個別施設計画の策定にあたっては、各インフラの所管省庁より技術的助言等が実施される予定となっていることから、参考にされたいこと。

二 公営企業分野に係る施設について

公営企業に係る施設も総合管理計画の対象となること。

なお、総務省では、社会資本の老朽化が進む中で公営企業に係る施設・財務等の経営基盤の強化を図るために「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」を設置し検討を行ってきたところであり、同研究会における報告書及びそれを踏まえて予定されている「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成21年7月8日付け総財令第103号、総財企第75号、総財経第96号総務省自治財政局公営企業課長、総務省自治財政局公営企業経営企画室長、総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知）の改定にも留意すること。

三 公共施設マネジメントの取組状況調査の実施等について

各地方公共団体における総合管理計画の策定にあたっては、今後、昨年度実施した公共施設マネジメントの取組状況調査の結果や先進団体の事例等を総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）に掲載することとしているので参考にされたいこと。なお、今年度以降も公共施設マネジメントの取組状況調査の実施を予定しているため、この結果等についても参考にされたいこと。また、総合管理計画策定に係る基本的なQ&Aも併せて掲載することとしており、参考にされたいこと。

四 更新費用試算ソフトの活用について

総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）において、簡易に更新費用の推計を行うことのできる更新費用試算ソフトを公開している。このソフトは、調査表にデータを入力することにより、更新費用を推計することができるものとなっていることから、各地方公共団体における総合管理計画の策定にあ

っての検討に寄与するものであり、必要に応じ活用されたいこと。

五 総合管理計画の策定に係る財政措置等について

総合管理計画の策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり、特別交付税措置を講じることとしていること。あわせて、去る平成26年3月20日の地方交付税法等の一部を改正する法律の成立に伴い、平成26年度から、総合管理計画に基づく公共施設等（公営企業に係るものを除く。）の除却に地方債の充当を認める特例措置が講じられたこと。なお、公営企業に係る施設等については、これまで水道事業等に限定されていた施設処分に公営企業債の充当を認める取扱いを全ての事業区分に広げることとしていること。

六 地方公会計（固定資産台帳）との関係

総務省においては、複式簿記の導入や固定資産台帳の整備を前提とした新たな財務書類の作成基準の設定に向け、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の下に2つの作業部会を設け、具体的な検討を進めてきたところであり、近く最終的なとりまとめがなされる見込みである。その後、新たな基準の周知とともに、固定資産台帳を含む財務書類等の作成マニュアルを作成した上で、各地方公共団体に対し、新たな基準に基づく財務書類等の作成を要請することとしているので、この動向に留意されたいこと。

総合管理計画は、現時点においては、固定資産台帳の作成や公会計の整備を前提とするものではないが、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用することが考えられることから、将来的には、固定資産台帳等を利用していくことが望ましいものであること。

¹公共施設等…公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。
具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、畜場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である。

²維持管理…施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修などをいう。

³修繕…公共施設等を直すこと。なお、修繕を行った後の効用が従前より大きいか小さいかを問わない。

⁴更新…老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。

⁵個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）…インフラ長寿命化基本計画に定める個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）をいう。

⁶PPP…Public Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

⁷PFI…Public Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

⁸予防保全型維持管理…損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。（参考）事後的管理…施設の機能や性能に関する明らかに不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）

⁹トータルコスト…中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。

¹⁰インフラ長寿命化計画（行動計画）…インフラ長寿命化基本計画において定めるインフラ長寿命化計画（行動計画）をいう。